

(事前審査機関の適合証のないもの)

単位 (円)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	
その他の場合	
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	
誘導仕様基準*による場合	21,000
誘導仕様基準*以外による場合	35,000
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	
住戸の部分	
誘導仕様基準*による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	21,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000
誘導仕様基準*以外による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	35,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000
共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000
非住宅の部分(住戸の部分、共用部分以外の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000
その他の建築物	
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000

* 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準